

広報かさま お知らせ版

2019

回覧

問い合わせ方法：笠間市役所本所・支所

笠間・友部地区から Tel 0296 (77) 1101 または Tel 0296 (72) 1111

岩間地区から Tel 0299 (37) 6611

■お知らせ

- ①令和元年 台風第19号による農業被害への支援についてお知らせします
- ②11月は「児童虐待防止推進月間」です
- ③要介護（要支援）認定を受けている方は税控除を受けられる場合があります
- ④国民健康保険税の納め忘れはありませんか
- ⑤廃棄物の不法投棄は法律により禁止されています
- ⑥年末のごみの持ち込みは大変混み合います
- ⑦年末の交通事故防止県民運動を実施します
- ⑧道路整備に伴い交通規制を行います
- ⑨健康診査（12月分）を実施します
- ⑩ハローワークのシステムが変わります
- ⑪第14回かさま陶芸の里ハーフマラソン大会開催に伴い交通規制を行います
- ⑫茨城県警察運転免許センターからのお知らせです

■教養・文化・交流 他

- ⑬「奇跡の小学校の物語」
監督・出演者によるトークセッション
- ⑭笠間市児童館 科学遊び
- ⑮第22回 歌声広場
～大きな声と一緒に歌いましょう～
- ⑯CO₂削減 エコライフチャレンジ 2019
- ⑰農場見学&就農相談会 in 県北
- ⑱写真公募展 わたしの「たからもの」はこれ
- ⑲地産地消料理講座
「笠間市産おいもを使った薬膳料理」
- ⑳元気すこやか教室
- ㉑12月の地域ポイント対象事業

■お詫びと訂正

① 令和元年台風第19号による農業被害への支援について お知らせします

農業用施設等に被害を受けた農業者に対し、国、県、市において次の支援事業を実施する予定です。支援を希望される方は、つぎの資料を農政課まで提出してください。

支援対象	必要となる資料
農産物の生産・加工に必要な施設 および機械の復旧、修繕資材の購入、 被害前と同程度の施設・機械の取得	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の被害状況がわかる写真等 ・施設の復旧等に必要な見積書、発注書 (すでに復旧等を行った場合は、納品書、請求書も必要)
倒壊した農産物の生産に必要な 施設の撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・撤去作業を行っている写真 ・撤去作業を行った者、日付、費用等がわかるもの ・撤去作業を委託した場合の見積書、発注書、納品書、請求書 (詳細はお問い合わせください。)

提出場所 農政課窓口

提出期限 12月6日(金)

問 農政課 (内線 541)